

令和3年4月16日

PTA会員の皆様

札幌市立南の沢小学校 父母と先生の会
会長 佐々木 智弘

令和3年度PTA総会および当面の活動について

陽春の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本会の活動に対しまして、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応には会員の皆様も大変苦慮されていることとお察しいたます。本会におきましてもかなりの活動が制限され、昨年度は委員会の開催や協力活動は実施できませんでした。今年度は、2学期からの活動再開を目指してはいますが、最近の感染状況をみると厳しい状況が続いています。

つきましては、このような状況下でもあり、令和3年度のPTA総会および当面のPTA活動を以下のようにして実施していきたいと考えております。皆様の命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応であることに、ご理解とご了承いただけますようお願いいたします。

記

- PTA総会は、通常行っている集会形式では行いません。今年度も書面にて行います。会員の皆様からの決議をいただいている「会計関係（決算・予算）」、「活動提案」、「新年度PTA役員」、「PTA共済会への一括加入」の内容については、資料を学校ホームページのPTAのページに掲載しますので、期日までにご確認ください回答フォームに必要事項をご入力ください。
- 回答期日を4月26日（月）とします。なお、期日を過ぎても回答が無い場合は、承認いただいたものとみなし、取りまとめをいたしますのでご了承ください。
- PTA運営体制が十分に構築できないことから、当分の間（まずは1学期間）は活動を見合わせ、その間に活動再開に向けて準備を行います。それに伴い学校プール開放は行いません。
- 各学級の委員は選考し、本日より学校ホームページに掲載の「アンケート」により選考します。活動再開後、全学級委員に参加いただく拡大常任委員会を行い、事務局より年間活動全体計画を示した上で、各部の活動をスタートさせる予定です（別紙アンケート、PTA活動ガイドブック参照）。
- 資源回収は今年度も行います。日程については別途、学校ホームページに掲載いたします。

以上

令和3年度 P T A総会 回答フォーム

札幌市立南の沢小学校P T A

- ・ 4月26日(月)までに担任の先生に提出してください。
- ・ 期日を過ぎても回答が無い場合は、承認いただいたものとみなし、取りまとめをいたしますのでご了承ください。

○本校在学中のお子さんの学年・組、名前をすべてお書きください。

長子 _____ 年 _____ 組 児童名 _____

次子 _____ 年 _____ 組 児童名 _____

三子 _____ 年 _____ 組 児童名 _____

保護者名 _____

○下記の議案について承認・否認どちらかに印を付けてください。

・ 令和2年度 P T A一般会計決算	承認	否認
・ 令和2年度 P T A特別会計決算	承認	否認
・ 令和3年度 P T A活動提案(案)	承認	否認
・ 令和3年度 P T A一般会計予算(案)	承認	否認
・ 令和3年度 P T A特別会計予算(案)	承認	否認
・ 令和3年度 札幌市P T A共済会への一括加入	承認	否認
・ 令和3年度 P T A役員(案)	承認	否認

○ご意見のある場合はお書きください。

年間活動報告

月	PTA 行事・資源回収	役員会・常任委員会・TRY	区P連・地域・開放図書館
4	1日(水) 資源回収① (収益金 7,920 円) ・PTA 総会(書面にて)		
5			・南が丘中学校区青少年健全育成推進会 南の沢推進会総会(書面にて)
6	3日(水) 資源回収② (収益金 12,810 円)		
7		3日(金) 役員会① 15日(水) TRY①発行	
8	5日(水) 資源回収③ (収益金 7,870 円)		
9			
10	7日(水) 資源回収④ (収益金 9,092 円)	29日(木) 役員会②	20日(火) 単P代表者会
11			11日(水) 区P連研修大会
12	2日(水) 資源回収⑤ (収益金 6,290 円)		
1			
2		4日(木) 役員会③	10日(水) 単P代表者会
3		26日(金) 会計監査	
翌 4	7日(水) 資源回収①		

❖令和2年度は、COVID-19 感染拡大防止のため、環境部・研修部の開催や協力活動は中止といたしました。

決 算			
会長	副会長	関係職員	担当者
			

令和 2年度 学校徴収金決算書

札幌市立南の沢小学校

会計区分 PTA会費

1. 収入の部

項目	予算	決算	増減	摘要
前年度繰越金	243,230	243,230	0	令和元年度決算から繰入れ金として特別会計へ繰入(200,000円)増入(43,230円)
PTA会費				
PTA会費	594,000	294,450	299,550	
PTA会費教職員	41,400	41,400	0	
雑収入	0	44,450	△ 44,450	運営費全般、事務局活動費残額返金分
合計	878,630	623,530	255,100	

2. 支出の部

項目	予算	決算	増減	摘要
一般会議費	10,000	0	10000	
運営費				
運営費消耗品費	10,000	10,000	0	事務用品
運営費印刷費	100,000	0	100000	
運営費備品費	50,000	0	50000	
運営費食料品費	5,000	5,000	0	PTA室経費
運営費渉外費	50,000	2,000	48000	札幌市学校図書館地域開放協議会負担金
運営費通信費	2,500	0	2500	
研修部				
研修部研修費	0	0	0	
研修部運営費	5,000	0	5000	
環境部				
環境部運営費	5,000	0	5000	
事務局				
事務局事業費	0	0	0	
事務局通信費	10,000	10,000	0	連絡用電話代
事務局サークル活動費	0	0	0	
事務局運営費	20,000	20,000	0	
特別委員会通信運営費	7,000	0	7000	
学級活動費	41,000	0	41000	
交通費	20,000	6,600	13400	区PT連会派参加・学習ボランティア駐車料金
その他分担費	96,580	100,930	△ 4350	2901円※(家庭数332+教職員123)×配送手数料
その他慶弔費	20,000	30,422	△ 10422	
その他予備費	398,450	1,504	396946	令和元年度分ベルマーク送料
開放図書館PTA補助費	20,000	20,000	0	
団体個人情報漏えい補償制度掛金	8,100	8,100	0	
合計	878630	214,556	664074	

令和2年度収支決算

収入 623,530円 - 支出 214,556円 = 差引残高 408,974円

上記、令和2年度決算において、監査の結果、銀行通帳及び諸帳簿、領収書などにより、その収支につきまして、適正に運営されていたことを確認しました。

令和3年3月26日

監査

山本 由美



監査

高崎 麻美



令和2年度 PTA特別会計決算

札幌市立南の沢小学校父母と先生の会

I. 収入の部

項 目	令和2年度決算額	令和2年度予算額	増減	備考
一般会計前年度組入れ金	300,000	300,000	0	
繰越金	122,211	122,211	0	
資源回収奨励費	41,700	40,000	1,700	
資源回収	43,982	40,000	3,982	
バザー売上金			0	
学校開放プール事業委託金	0	0	0	
雑収入	68	0	68	振込手数料差額
合 計	507,961	502,211	5,750	

II. 支出の部

項目	令和2年度決算額	令和2年度予算額	増減	備考
環境整備費	0	5,000	△ 5,000	
周年行事積立金	100,000	100,000	0	開校50周年行事に向けて
バザー委員会	バザー事業費			
	バザー運営費			
	バザー活動費			
奨励費	60,848	50,000	10,848	卒業証書ホルダー・胸花・卒業式写真
還元事業	教育環境整備費	20,280	100,000	△ 79,720 ストラックアウトシート
予備費	120	247,211	△ 247,091	書類送付用郵券代
合 計	181,248	502,211	△ 320,963	

令和2年度収支決算

収入 507,961 円 — 支出 181,248 円 = 残金 326,713 円

上記、令和2年度末決算において、監査の結果、銀行通帳および諸帳簿、領収書などにより、その収支につきまして、適正に運営されていたことを確認いたしました。

令和3年

3月 26日 監査

由美

監査

高崎 麻美



令和2年度 周年行事積立て

I. 収入の部

項 目	令和2年度決算	令和2年度予算	増減	備考
繰越金	351,248	—	—	
周年行事積立金	100,000	—	—	令和2年度分積立
雑収入	1	—	—	利息
合 計	451,249	—	—	

II. 支出の部

※開校50周年記念事業(2026年)まで支出予定なし

令和3年度収支決算

収入 451,249 円 — 支出 0 円 = 残金 451,249 円

上記、令和2年度末決算において、監査の結果、銀行通帳および諸帳簿、領収書などにより、その収支につきまして、適正に運営されていたことを確認いたしました。

令和3年

3月 26日 監査

由美

監査

高崎 麻美



令和3年度 P T A活動提案

【P T A事務局】

- P T A還元事業 …………… P T A事務局が主体となり常任委員会で決定する
- 資源回収 …………… P T A資源回収の案内文作成・配付（回収は業者委託）
- 南区P T A連合会研修大会 …… 研修大会の講演会に参加し、他校との交流を深める
- 安全パトロール …………… 安全パトロールの腕章をつけ、児童登下校をはじめ日常的にパトロールする
協力者（学級代表ほか）に貸与する腕章とステッカーを管理する
- スクールゾーン関係 …………… 春の交通安全パトロール
（年度当初、横断歩道などに立ち注意を呼びかける）
- サークル活動 …………… サークル活動の窓口となる

❖学級代表を各クラス3～4名選出する形を試行し、環境・研修などの各部会や部長といった役員を選出せず、常任委員会の出席や協力活動などの準備・進行など、活動負担の軽減を図ります。

【学級代表】

- 学年・学級活動 …………… 茶話会などの
- 協力活動 …………… 協力活動日当日の準備・進行など
- 常任委員会への出席 …………… 年2～3回、常任委員会で協力活動の報告
- 活動担当者の割り当て …………… 各学級の担当者の人数調整

【協力活動】

- 芝桜活動 …………… 芝桜花壇の除草作業（2学期以降に実施予定）
- ベルマーク活動 …………… 仕分け・集計作業（2学期以降に実施予定）
- 学校プール開放事業 …………… 7月の土・日曜日に学校プール開放事業を行う（今年度は中止）
- 給食試食会 …………… 給食試食会の企画・実施（今年度は実施見送り予定）

※活動が決まり次第、クラスから活動に協力して下さる方を募ります

COVID-19の感染拡大防止のため、令和2年度のPTA活動の実施は致しませんでした。
令和3年度の活動におきましては、現在の状況を踏まえ活動再開の予定ではありますが、
実施については未定となっております。

令和3年度 P T A一般会計予算（案）

札幌市立南の沢小学校

会計区分 P T A会費

1. 収入の部

項目	令和3年度予算	令和2年度決算	増減	摘要
前年度繰越金	408,974	243,230	165744	
PTA会費			0	
PTA会費	578,000	294,450	281550	150円*12ヵ月*320家庭
PTA会費教職員	39,600	41,400	△ 1800	150円*12ヵ月*22名
雑収入	0	44,450	△ 44450	
合計	1,024,574	623,530	401044	

2. 支出の部

項目	令和2年度予算	令和元年度決算	増減	摘要
一般会費	10,000	0	10000	常任委員会等
運営費消耗品費	10,000	10,000	0	事務用品
運営費印刷費	100,000	0	100000	用紙代
運営費備品費	50,000	0	50000	
運営費食料品費	5,000	5,000	0	P T A室経費
運営費渉外費	50,000	2,000	48000	区P連・開放協議会会費
運営費通信費	2,500	0	2500	
研修部研修費	0	0	0	
研修部運営費	5,000	0	5000	
環境部運営費	5,000	0	5000	
事務局事業費	0	0	0	
事務局通信費	10,000	10,000	0	連絡用電話代
事務局サークル活動費	0	0	0	
事務局運営費	20,000	20,000	0	
特別委員会通信運営費	7,000	0	7000	P T A役員推薦委員会
学級活動費	41,000	0	41000	通常学級3000円*13 大空学級2000円*1
交通費	20,000	6,600	13400	
その他分担費	93,680	100,930	△ 7250	290円*320家庭+振込手数料
その他慶弔費	20,000	30,422	△ 10422	
その他予備費	721,794	1,504	720290	
開放図書館PTA補助費	20,000	20,000	0	
団体個人情報開えい補償制度掛金	8109	8,109	0	
合計	1,024,574	214,556	810,018	

令和3年度 PTA特別会計予算(案)

札幌市立南の沢小学校父母と先生の会

I. 収入の部

項目	令和2年度決算額	令和3年度予算額	増減	備考
一般会計前年度組入れ金	300,000	0	△ 300,000	
繰越金	122,211	327,713	205,502	
資源回収奨励費	41,700	40,000	△ 1,700	
資源回収	43,982	40,000	△ 3,982	
バザー売上金				
学校開放プール事業委託金	0	0	0	
雑収入	68	0	△ 68	
合計	507,961	407,713	△ 100,248	

II. 支出の部

項目	令和2年度決算額	令和3年度予算額	増減	備考
環境整備費	0	5,000	5,000	校内整備費・土嚢袋
周年行事積立金	100,000	100,000	0	開校50周年行事に向けて
バザー委員会	バザー事業費			
	バザー運営費			
	バザー活動費			
奨励費	60,884	60,000	△ 884	卒業証書ホルダー・胸花
還元事業	教育環境整備費	20,280	100,000	79,720
予備費	120	142,713	142,593	
合計	181,284	407,713	226,429	

令和3年度 周年行事積立て(案)

I. 収入の部

項目	令和2年度決算	令和3年度予算	増減	備考
繰越金	351,248	451,249	—	
周年行事積立金	100,000	100,000	—	令和3年度分積立
雑収入	1	0	—	
合計	451,249	551,249	—	

II. 支出の部 ※開校50周年記念事業(2026年)まで支出予定なし

令和3年度 札幌市PTA共済会掛金(案)

I. 収入の部

項目	令和2年度決算	令和3年度予算	増減	備考
繰越金	0	0	0	
掛金	児童分	194,580	195,500	920 460円*425名
	保護者分(家庭数)	45,500	46,200	700 140円*330家庭
	教員分	3,220	3,220	0 140円*23名
合計	243,300	244,920		

II. 支出の部

項目	令和2年度決算	令和3年度予算	増減	備考
繰越金	0	0	0	
掛金	児童分	194,580	195,500	920 460円*425名
	保護者分(家庭数)	45,500	46,200	700 140円*330家庭
	教員分	3,220	3,220	0 140円*23名
合計	243,300	244,920		

令和3年度 南の沢小学校父母と先生の会

PTA役員(案)

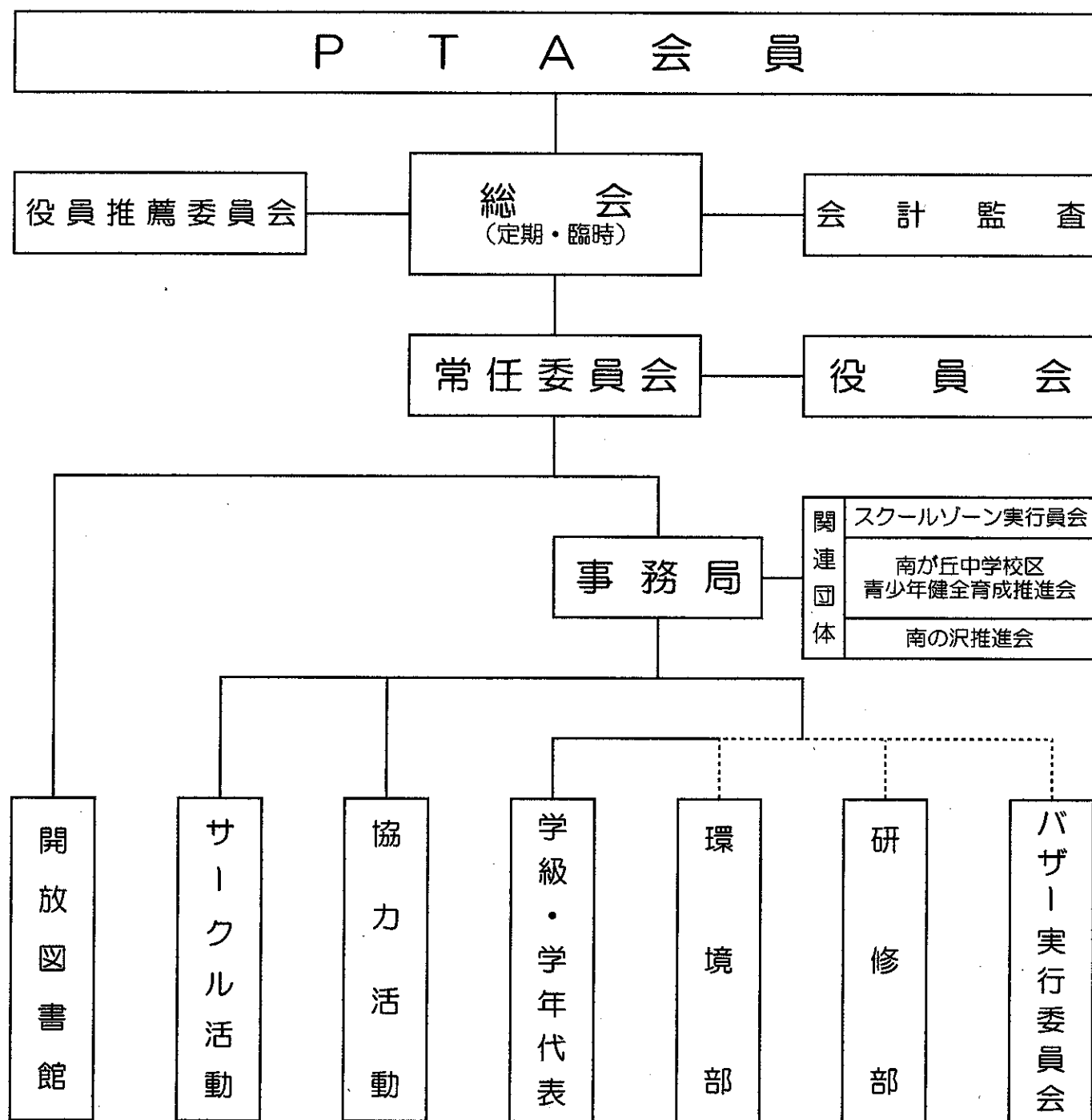
会 長	山岸 徹 (新)	1 年 2 組
副会長	名兒耶 亜紀子 (再)	6 年 1 組
副会長	岡部 まゆみ (再)	5 年 2 組
副会長	菅野 千華子 (再)	1 年 2 組・4 年 1 組
書 記	石岡 亜希子 (再)	6 年 1 組
書 記	加賀屋 かおり (再)	5 年 2 組
書 記	木村 佳奈子 (新)	3 年 2 組・6 年 1 組
会 計	細美 友花 (再)	2 年 1 組・4 年 1 組
会計監査	高崎 麻美 (再)	5 年 1 組
会計監査	堀 由美 (再)	1 年 1 組・3 年 1 組・5 年 2 組

顧 問 佐々木 一好 (学校長)

副会長 深澤 一寛 (教頭)

書記・会計 高橋 孝一郎 (学校)

PTA組織図



— 関 連 団 体 —

日本PTA全国協議会
北海道PTA連合会
札幌市PTA協議会
南区PTA連合会

— 各 種 委 員 会 —

全校委員会
学 級 代 表
環 境 部 員
研 修 部 員
バザー実行委員

学年委員会
学 年 代 表
学 級 代 表
環 境 部 員
研 修 部 員
バザー実行委員

学級委員会
学 級 代 表
環 境 部 員
研 修 部 員
バザー実行委員

札幌市立南の沢小学校父母と先生の会（PTA）会則

第1章 名 称

第 1 条 この会は、札幌市立南の沢小学校父母と先生の会といい、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と先生が協力して民主教育に対する理解を深め、学校・家庭・社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第 3 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 この会は、目的を同じくする他の社会的団体と協力する。

第4章 活 動

第 5 条 この会は、この会の目的達成のために次の活動をする。

1. 会員相互の親睦を深め、教養を高める。
2. 家庭と学校の連携を密にし、健全な児童を育てる。
3. 学校及び地域社会の教育環境の向上に努める。
4. その他、この会の目的達成に必要な活動をする。

第5章 会 員

第 6 条 この会は、次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員…本校児童の保護者、もしくはそれに代わる者と教職員。
2. 賛助会員…本会の趣旨に賛同する者。但し、入会の決定は常任委員会の承認を要する。

第6章 役員・会計監査及び委員

第 7 条 この会に次の役員、会計監査及び委員を置く。

1. 役 員
 - (1) 会 長 1名（保護者）
 - (2) 副会長 4名（保護者3名、教頭）
 - (3) 書 記 4～5名（保護者3～4名、教職員1名）
 - (4) 会 計 3名（保護者2名、教職員1名）
2. 会計監査 2名（保護者）
3. 委 員 任期を1年とする。
 - (1) 学級代表委員 各学級1名
 - (2) 専門部委員 各学級2名
 - (3) 学年代表委員 各学年1名

第 8 条 役員、会計監査及び委員の選出は、次の通り行う。

1. 役員及び会計監査は、別に定める推薦委員会の規定によって正会員より推薦され、総会において選任される。また役員の定数については、南区PTA連合会の単年度事業など業務が増えた場合には、その年に限って増員することができる。
2. 学級代表委員・専門部委員は、各学級において互選する。
3. 学年代表委員は学級代表委員の互選による。また、役員推薦委員を兼ねる。

第7章 役員及び会計監査の任務

第 9 条 役員及び会計監査の任務は次の通りである。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を助け、会長不在の時は代行する。
3. 書記は各種会合の記録・企画・連絡をする。
4. 会計はこの会の収支を記録し、総会において決算報告をする。
5. 会計監査は、業務及び会計を監査する。

第8章 会 議

第10条 この会は、次の会議を行う。

1. 総 会

総会は、この会の最高決議機関であり、全会員で構成される。

(1) 定期総会

毎年1回、4月に会長が招集し、予算決算・審議・会則の改正・会務の報告・役員の選出・その他必要な事項を協議する。

(2) 臨時総会

役員会又は常任委員会が必要と認めた場合、会長が招集して行う。

2. 役 員 会

会長が招集し、会の重要事項について協議する。但し、必要に応じて部長及び学年代表委員を含め、拡大役員会とすることができる。

3. 常任委員会

役員、専門部正・副部長、学年学級代表委員及び必要に応じその他の委員で構成するこの会は、会長が招集し、事業を審議し、総会の中間決議機関として決議することができる。

4. 学年委員会

学年代表委員は、当該学級代表委員を招集し、学年PTAの円滑な運営について協議することができる。但し、必要に応じて専門部委員を含めることができる。

5. 学級委員会

学級代表委員は、当該学級専門部委員を招集し、学級PTAの円滑な運営について協議することができる。

第9章 専門部会ならびにその任務

第11条 この会は、次の部会を構成し、企画遂行する。

1. 専門部会は、この会の目的にそって、各学級専門部委員で構成し、それぞれの事業を計画し、常任委員会の決定に基づき執行する。

○研修部……会員相互の交流及び研修に関すること。

○環境部……児童の生活環境に関すること。

2. 各専門部には、部長1名（保護者1名）、副部長1名（保護者1名）を互選し、部会は必要に応じて部長が招集する。

第10章 学 校 長

第12条 校長は、各種会合に出席し、意見を述べることができる。

第11章 会 計

第13条 この会の経費は、会費・その他の収入をもって当て、会費は総会において決定する。

第14条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第12章 付 則

第15条 この会則の条文の細則は、別に定める。

第16条 この会則は昭和52年4月1日制定、実施する。

- | | |
|-------------|------|
| ・昭和56年4月15日 | 一部改正 |
| ・昭和59年4月22日 | 一部改正 |
| ・昭和60年4月21日 | 一部改正 |
| ・平成6年4月16日 | 一部改正 |
| ・平成22年4月16日 | 一部改正 |
| ・平成23年4月15日 | 一部改正 |
| ・平成27年4月17日 | 一部改正 |
| ・平成29年4月14日 | 一部改正 |

細則

南の沢小学校 PTA 役員推薦委員会規定

- 第 1 条 南の沢小学校父母と先生の会会則、第 6 章第 8 条 1 項の役員推薦委員会は、この規定による。
- 第 2 条 役員推薦委員会は、保護者側から各学年代表委員 6 名、現 P T A 役員から 1 名、学校側からは、2 名（現 P T A 事務局 1 名、全学年代表から 1 名）で構成される。以上の委員は新役員の対象にはならない。
- 第 3 条 役員推薦委員会は委員の互選による委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。
- 第 4 条 委員の任期は 1 年とする。
- 第 5 条 この規定は、昭和 5 2 年 4 月 1 日より制定、実施する。
- ・昭和 5 6 年 4 月 1 5 日 一部改正
 - ・昭和 6 0 年 4 月 2 2 日 一部改正
 - ・平成 6 年 4 月 1 6 日 一部改正
 - ・平成 1 0 年 4 月 1 8 日 一部改正
 - ・平成 2 8 年 4 月 1 5 日 一部改正

南の沢小学校 PTA 規約改正委員会・慶弔規定委員会規定

- 第 1 条 南の沢小学校父母と先生の会会則、第 1 2 章 1 5 条の規定により、規約改正委員会及び慶弔規定委員会を置くことができる。
- 第 2 条 この委員会は、役員及び常任委員会で構成する。
- 第 3 条 この委員会は、会長の諮問により必要に応じて規約改正及び慶弔規定について協議する。
- 第 4 条 慶弔、見舞い等に関する支出内規は別に定める。
- 第 5 条 この規定は、昭和 5 2 年 4 月 1 日より制定、実施する。
- ・昭和 6 0 年 4 月 2 2 日 一部改正
 - ・平成 6 年 4 月 1 6 日 一部改正
 - ・平成 1 0 年 4 月 1 8 日 一部改正

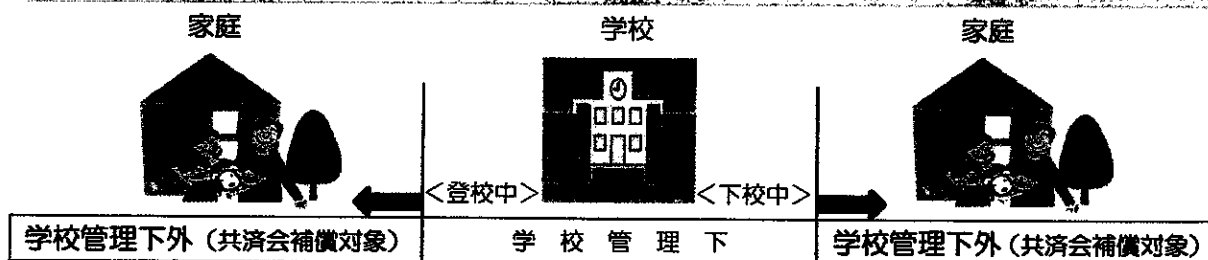
南の沢小学校父母と先生の会慶弔・見舞い規定

- 第 1 条 本規定は、下記の範囲に適用する。
- (1) 会員の死亡
 - (2) 児童の死亡ならびに災害
- 第 2 条 慶弔の規定は、下記の通りとする。
- 1. 死 亡
 - (1) 会 員 5 千円と供花及び弔電
 - (2) 児 童 1 万円と供花及び弔電
 - 2. 災害見舞い
 - (1) 火事見舞い 1 万円
 - 3. その他、必要ありと認めることについて役員会で協議する。
- 第 3 条 この規定は昭和 5 3 年 7 月 1 0 日制定、実施する。
- ・平成 5 年 4 月 2 4 日 一部改正
 - ・平成 2 2 年 4 月 1 6 日 一部改正

2021年度 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員（保護者・教職員等）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。 ※このご案内は1年間大切に保管してください。

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例

《家庭生活でのけが》

- ・階段から転落して
- ・家具にぶつかって
- ・風呂場で転倒して
- ・お手伝い中手を切って

《スポーツでのけが》

- ・スポーツ少年団の活動で
- ・夏休み中のプールで
- ・スキー・スケートで



《日常生活でのけが》

- ・自転車で転倒して
- ・公園でブランコから落ちて
- ・犬にかまれて
- ・交通事故で



《外出先等でのけが》

- ・キャンプ中やけどをして
- ・海に行って転んで
- ・友人の家で衝突して



●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（注）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

（注）名称の如何を問いません。

PTA行事での事故事例

《行事参加中のけが》

- ・スポーツ大会でアキレス腱を切って
- ・定期総会会場で階段を踏み外して
- ・PTAバザー準備中にやけどをして
- ・資源回収中に交通事故で
- ・学童の弟妹（未就学児）がPTA会員と一緒に、PTA行事参加中に骨折をして



※PTA行事参加への往復途中も対象となります。

※PTA活動中に起因した賠償事故に対しては、PTA管理者賠償責任保険を契約しています。

共 済 期 間 2021年6月1日より翌年5月31日までの1年間

共済掛金払込 単位PTA毎に、指定する金融機関に振り込むものとします。(一時払い)

※各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

補償対象者(被共済者)

学校管理下外を補償する共済：学童(園児・児童・生徒)

(日数条件：けがの発生日から起算して3日目以降においても病院等でその治療を行った場合に限り、共済金を支払います)

PTA活動中を補償する共済：PTA会員若しくはPTA会員と同居の親族とPTA活動に

(日数条件：なし)

参加中の学童、又は、補償対象になることを事前に認められた

PTA活動指導者および支援者(注)

(注)特別加入者として名簿を提出し、共済掛金を支払った者をいう。

事 故 報 告

けがをしたら、事故報告書の提出が必要ですので、速やかに学校(PTA事務局)に事故の報告をしてください。学校(PTA事務局)から事故報告書用紙を受け取り、必要事項をもれなく記入し、学校(PTA事務局)に提出してください。(事故日からその日を含めて30日以内に報告が無い場合は、共済金のお支払ができないことがありますので、ご注意ください)

※治療を受けたときは、傷病名・入院日・固定具名及び使用期間等を記録しておくことで請求時に役立ちます。

共済金の請求

学校(PTA事務局)から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入し領収書のコピー又は診療明細書のコピーを添えて、学校(PTA事務局)へ提出してください。なお、共済金が5万円以上の場合、入院を伴う手術を行った場合(注1)、PTA活動中に規定に定められた食中毒を発症の場合(注2)は診断書等(PTA共済会の診断書用紙に沿っていれば、他の保険等に提出したコピー可)が必要です。

※領収書又は診療明細書のコピーはいずれも患者名の入ったもの。

※共済金請求は、治癒した時、又は事故発生日からその日を含めて180日を経過した時の、いずれか早い時。

※小学生のように医療費がかからない場合は、診療明細書のコピーを提出してください。

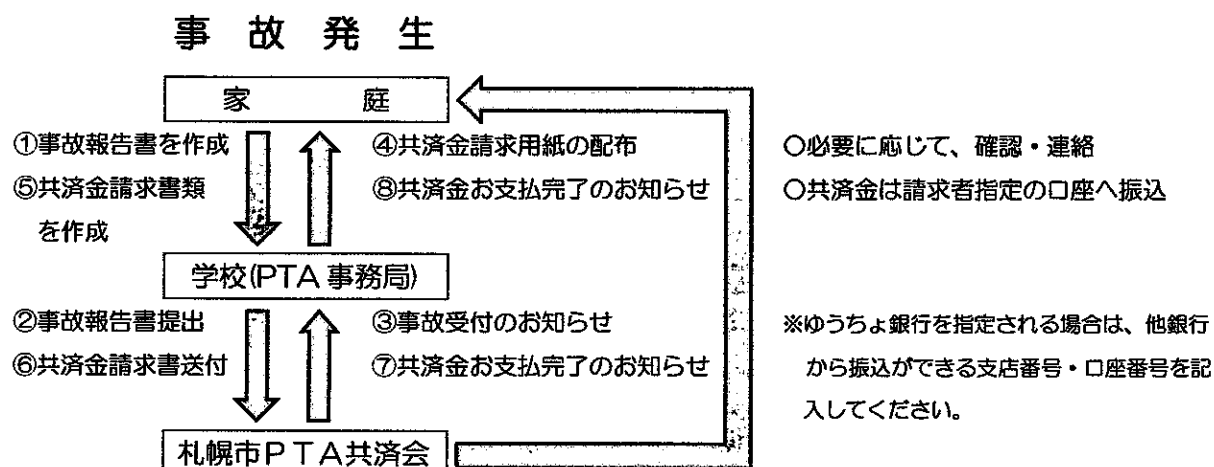
注1)入院して手術を行った場合は、入院日・手術名が記載された診断書が必要(入院計画書等不可)です。

注2)感染症による食中毒の場合は、医療機関発行の発症原因がわかる証明書も可能です。

時 効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は共済約款をご覧ください。※約款は学校(PTA事務局)にあります。また共済会ホームページに載せてあります。

●事故発生から共済金が支払われるまで



共済金額および共済掛金

学校管理下外を補償(学童)

補償項目	共済金額(日額)
死亡・後遺障害	100万円
入院(1日あたり)	1,000円
通院(1日あたり)	500円

PTA活動中を補償(PTA会員等)

補償項目	共済金額(日額)
死亡・後遺障害	500万円
入院(1日あたり)	4,000円
通院(1日あたり)	2,500円

※共済金の支払限度額：1事故に対する共済給付金総額の上限を3,000万円とする。

共済掛金(年額)	
1名あたり	460円

共済掛金(年額)	
1世帯あたり	140円

加入者別共済金額(上記の2契約をした場合)

給付内容		園児・児童・生徒		保護者・教員・その他	
死 亡	PTA活動中	500万円		PTA活動中	500万円
	学校管理下外	100万円			
後 遺 障 害	PTA活動中	25～500万円		PTA活動中	25～500万円
	学校管理下外	5～100万円			
入 院	PTA活動中	4,000円		PTA活動中	4,000円
	学校管理下外	1,000円			
手 術	PTA活動中	5万円		PTA活動中	5万円
	学校管理下外	2万円			
通 院	PTA活動中	2,500円		PTA活動中	2,500円
	学校管理下外	500円			
備 考	日 数 条 件	PTA活動中は、な し 入院・通院については、事故の発生の日から起算して3日目以降も共済金をお支払する状態にある場合に限り、共済金を支払います。		な し	
	限 度 日 数	入院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの入院日数、通院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの通院日数のうち、90日が限度。整骨院への実通院日数は30日が限度。			
	固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定されます。（装具類は対象外） なお、固定具の種類により給付限度期間があります。ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。シーネ等患者側による取り外しが可能なものは、30日間（ただし、手指・足指の場合は14日間）			
	他の保険との関係	他の共済等に関係なく支払います。			
学校管理下の解釈		登・下校中を含め、一般的に監督責任が学校にある場合を「学校の管理下」という。 ※登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。			

「共済金手続き」のためのQ&A

- Q. 交通事故で入院・通院しましたが、治療費は相手側から全額払ってもらいました。このような場合でも共済金請求ができますか。
- A. 日数の条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から診断書等のコピーをもらい請求書兼治療申告書提出時に添付してください。
- Q. スポーツ少年団で傷害保険に入っています。少年団活動中にけがをしたとき、共済金請求ができるでしょうか。
- A. 他の保険の支払いとは関係なく、日数の条件を満たせば支払の対象となります。
- Q. 休日に子どもがスケートボードで転倒しけがをしたのですが、どうすればいいですか。
- A. まずは学校に事故の報告をしてください。また、領収書又は診療明細書のコピーは必ずとおきましょう。請求書兼治療申告書提出時に添付が必要です。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。

※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

共済金をお支払する場合、共済金をお支払できない場合（主なもの）

共済金の種類	共済金をお支払する場合	お支払する共済金の額	共済金をお支払できない主な場合
死亡共済金	事故によるけがのため、被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害金額の全額 ※共済期間中に、すでにお支払した後遺障害共済金がある場合、死亡・後遺障害共済金からその額を差し引いてお支払いいたします	1 次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。 ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失 ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・被共済者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故 ・被共済者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動 ・核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染によるけが ・被共済者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を行います)、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など
後遺障害共済金	事故によるけがのため、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害 ⁽¹⁾ が発生した場合 ⁽¹⁾ 身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます（医学的他覚所見のあるもの）	死亡後遺障害共済金額 × 約款所定の共済金支払い割合 (5%~100%) ※後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⁽³⁾
入院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院（入院に準じた状態 ⁽²⁾ を含みます）された場合	入院共済日額 × 入院日数 ※事故発生日から、その日を含めて 180 日以内の入院が対象となります。 ⁽²⁾ （入院に準じた状態）とは両眼の矯正視力が 0.06 以下となった場合または両耳の聴力を失った場合等で医師の治療を受けたことをいいます。	
手術共済金	入院共済金をお支払する場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられたとき	学校管理下外・・・2万円 PTA活動中・・・5万円 ※1 事故につき 1 回の手術に限りです。	
通院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます）された場合	通院共済日額 × 通院日数 ※1 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院を対象とし、通算して 90 日の通院が限度となります。整骨院への通院は 30 日が限度です。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にけがが治ったときに以降の通院は対象になりません。	⁽³⁾ 被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注1）上記傷害で、偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し⁽⁴⁾、医師等の治療を受けたときを補償の対象とします。このため、同じ動作の繰返して起きるスポーツ障害の野球肘（肩）・テニス肘（肩）・疲労骨折・腱鞘炎・タナ障害・筋肉痛等や、成長痛のオスグット病・シーバー病・その他熱中症・低温やけどなどは補償の対象になりません。

⁽⁴⁾事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの

（注2）中毒症状のうち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生ずるもの、あるいは、PTA行事参加中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒（共済約款に規定するもの）を発病した場合を補償の対象とします。なお、有毒ガス・有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取した結果生じる中毒症状、PTA行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

事務局 一般社団法人札幌市PTA共済会

〒063-0051

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習総合センター3F

TEL (011) 671-2372 FAX (011) 671-2374